告示

○総務省告示第百十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十七年三月二十七日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　千葉県柏市豊四季237－1 (107.10) (2)　千葉県柏市豊住４－１－20 (43.10)	北緯35度52分01秒東経139度56分46秒の地点と北緯35度50分58秒東経139度57分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　埼玉県東松山市箭弓町１－２－19 (106.70) (2)　埼玉県比企郡川島町大字戸守字賀美408－１ (57.20)	北緯36度02分15秒東経139度24分13秒の地点と北緯35度59分53秒東経139度26分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　群馬県藤岡市白石字上谷戸2502－５ (172.20) (2)　群馬県藤岡市神田字高峯1482 (201.00)	北緯36度14分37秒東経139度02分00秒の地点と北緯36度12分36秒東経139度03分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　山梨県韮崎市旭町上條北割字甘利山１－９ (1601.70) (2)　山梨県北杜市須玉町若神子字肥道5584―73 (668.20)	北緯35度41分49秒東経138度22分54秒の地点と北緯35度46分53秒東経138度23分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　山梨県韮崎市旭町上條北割字甘利山１－９ (1595.20) (2)　山梨県甲斐市下今井488 (329.00)	北緯35度41分22秒東経138度22分52秒の地点と北緯35度41分06秒東経138度29分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　神奈川県横須賀市若松町３－１－６ (57.50) (2)　神奈川県横須賀市坂本町１－７―10 (92.70)	北緯35度16分46秒東経139度40分25秒の地点と北緯35度16分40秒東経139度40分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分35秒東経139度39分54秒の地点と北緯35度16分33秒東経139度39分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分32秒東経139度39分48秒の地点と北緯35度16分30秒東経139度39分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度16分30秒東経139度39分40秒の地点と北緯35度16分29秒東経139度39分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　神奈川県横須賀市若松町３－１－６ (57.10) (2)　神奈川県横須賀市本町３－27 (65.90)	北緯35度16分46秒東経139度40分25秒の地点と北緯35度16分48秒東経139度40分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分50秒東経139度39分56秒の地点と北緯35度16分50秒東経139度39分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度16分51秒東経139度39分48秒の地点と北緯35度16分51秒東経139度39分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　千葉県匝瑳市八日市場ロ156－１ (69.70) (2)　千葉県匝瑳市飯高字鶴巻1316 (61.30)	北緯35度42分08秒東経140度33分17秒の地点と北緯35度42分22秒東経140度33分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度42分45秒東経140度32分47秒の地点と北緯35度42分48秒東経140度32分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度43分01秒東経140度32分34秒の地点と北緯35度43分09秒東経140度32分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度43分19秒東経140度32分19秒の地点と北緯35度43分23秒東経140度32分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度43分38秒東経140度32分04秒の地点と北緯35度44分21秒東経140度31分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　東京都立川市曙町３－18－55 (187.60) (2)　東京都東大和市上北台３－447 (135.40)	北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度44分03秒東経139度25分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　東京都立川市曙町３－18－55 (158.90) (2)　東京都立川市幸町３－17－４ (108.50)	北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度42分41秒東経139度25分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　茨城県水戸市宮町１－１－83 (81.40) (2)　茨城県東茨城郡茨城町大字若宮245 (74.50)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度18分03秒東経140度29分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　茨城県水戸市宮町１－１－83 (92.10) (2)　茨城県水戸市堀町字北ノ前104－１ (86.00)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度24分33秒東経140度24分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　茨城県水戸市宮町１－１－83 (81.50) (2)　茨城県水戸市見川町字丹下一ノ牧2131―101 (82.30)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度22分10秒東経140度28分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度22分08秒東経140度27分56秒の地点と北緯36度21分25秒東経140度25分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　栃木県宇都宮市天神１－１―11 (186.20) (2)　栃木県宇都宮市駒生町字久保田3011－３ (189.90)	北緯36度33分23秒東経139度53分20秒の地点と北緯36度35分11秒東経139度51分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域